

政策 II-1-(3)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	金融分野における個人情報保護のための適切な対応
16年度重点施策	金融分野における個人情報保護の推進のためのあり方の検討及び適切な検査・監督の実施
参考指標	金融審議会等での検討状況（検討実績）、個人情報保護に係るガイドライン等の策定状況等、個人情報漏洩事案への対応状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融分野において個人情報が適切に取り扱われていること

3. 政策の内容

高度情報通信社会においては、企業の事業活動や国民生活のあらゆる分野において、情報通信技術を活用し、大量かつ多様な個人情報が利用されています。

こうした中、個人情報が個人の人格と密接に関連を有するものであり、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取扱われるべきものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ることが必要となっています。このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関し、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）が制定されました。

金融庁においては、金融分野において、今後、業態を問わず、個人と金融機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、保護法に加えた追加的な措置の必要性について検討を行い、ガイドラインの策定・公表等のルールづくりを「保護法」施行時期までに完結させ、法施行後は、金融機関等において適切な個人情報の管理が行われることを促す取組みを行うこととしました。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

金融分野における個人情報保護のあり方の検討については、政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融審議会において審議を重ね、ガイドライン及び実務指針を策定し、告示として公表するとともに、銀行法施行規則や保険業法施行規則など計25本の業法施行規則等を改正しました。これにより、金融機関等が金融分野における個人情報の保護に対する正しい認識を深め、金融機関等の個人情報の保護に対する取組みが進み、金融分野において個人情報が適切に取り扱われるものと考えています。

また、保護法施行後に個人データに係る安全管理措置等に重大な問題があると認められた銀行について、業務改善を命ずる処分を発出するとともに、保護法に基づく勧告を行いました。また、各金融機関に個人情報管理態勢に係る一斉点検等についての報告を求めた結果、基本的には保護法施行以前に発生したものではありますが、個人情報の紛失等が約678万先発覚しました。

金融庁としては、金融分野における個人情報保護の推進に向けて、行政処分等の厳正な対応や意見交換会等における注意喚起等を行っており、こうしたことで、各金融機関等において、適切な個人情報管理態勢の構築が促進されていくものと考えています。

5. 今後の課題

金融機関等が金融分野における個人情報の保護に対する正しい認識を深め、金融機関等の個人情報の保護に対する取組みが進み、金融機関等において個人情報が適切に取り扱われるよう、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図る必要があります。

関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、金融機関において適切な顧客情報管理が行われるよう、引き続き適時適切な検査・監督に努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理態勢等に問題があると認められた場合には、監督上厳正な対応を行っていく必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。